

# 民法(債権法)改正の概要と 契約・債権管理への見直しポイント

～総論編と各論編の2つのセッションで分かりやすく学びます～  
～契約／債権管理担当者として押さえておきたい実務対策～

## ●開催要領●

- 日 時●2018年 4月13日(金) 13:00～17:00
- 会 場●企業研究会セミナールーム (東京・麹町)

## 講師紹介

青山学院大学法務研究科(法科大学院) 教授  
弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック 弁護士 浜辺 陽一郎 氏

【ご略歴】 弁護士。青山学院大学法務研究科教授。1984年司法試験合格。1985年慶応義塾大学法学部卒業。1987年弁護士登録。1995年米国ニューヨーク州弁護士登録。都内の渉外法律事務所等を経て、現在、弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックにおいて企業法務を中心とした弁護士業務に携わる。主な著書に「スピード解説 民法<債権法>改正がわかる本」「民法大改正 ビジネス・生活はどう変わる?」「英文国際取引契約書の書き方」「執行役員制度第5版」「図解 コンプライアンス経営」「国際ビジネス法入門」「経営力アップのための企業法務入門」など多数。  
＜受講者特典：当日、テキストとして、講師著『図解でわかる新民法[債権法]』（清文社）を配付します＞



## ●ご参加頂きたい方●

法務部門・経理部門・営業管理部門等に所属され、民法改正に伴う契約・債権管理の影響について学びたい方

### ■受講料：1名(税込み、テキスト代含む)

正会員	32,400円(本体価格 30,000円)
一般	35,640円(本体価格 33,000円)

### ■参加要領

当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛E-mailからもお申込み頂けます。後日、(開催日1週間前～10日前までに)受講票・請求書をお送りします。

- \*正会員登録の有無など、よくあるご質問(FAQ)は、当会ホームページでご確認いただけます。  
([セミナー・会員研究会]→[よくあるご質問])
- \*お申込後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願い致します。
- \*最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただきますので、予めご了承ください。
- \*申込書をご送信頂く際はくれぐれもFAX番号をお間違えないようご注意ください。

### ■お申込・お問合せ先

一般社団法人企業研究会 セミナー事務局  
担当/鈴木 E-mail:a-suzuki@bri.or.jp  
TEL:03-5215-3513 FAX:03-5215-0951  
東京都千代田区麹町5-7-2 麹町M-SQUARE 2F

当会ホームページよりお申込みいただくのが便利です。

企業研究会 セミナー 検索

※書面にてお申込みの場合には下記申込書をご記入の上、FAXにてお送りください。

181095-0303		民法(債権法)改正の概要と契約・債権管理の見直し	
ふりがな 会社名			
住 所	〒		
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 属 役 職		
E-mail			
ふりがな ご氏名	所 属 役 職		
E-mail			

## ● プログラム ●

4月 13日  
(金)

13:00

午後 途中  
休憩タイム  
あり

### ○総論編 ～民法（債権法）改正の意義～

施行期日が決定。経過規定について

⇒ これから直ちに対応すべきこととは。

債権法改正の目玉（消滅時効、保証制度など）

わかりやすい民法にはならなかった。

グローバル化への対応は不十分

当然の原理・原則、定義を補う。やや不明確な部分を明確化

規律を改める ⇒ 表現が変わり、実質的にどこまで変わったかも微妙

判例法理の明文化 ⇒ 実質は大きく変わらないはず

アナウンス効果の影響は？ 条文の数は増加

### ○各論編

#### 1. 保証や根保証

(1) 個人保証人の保護 (2) その適用範囲と効果 (3) 保証人の求償権

#### 2. 消滅時効

(1) 原則 ・消滅時効は原則5年（短期消滅時効の廃止）

(2) 主観的起算点と客観的起算点

(3) 各種の例外 (4) 時効障害としての時効の完成猶予と時効の更新

#### 3. 法定利息を含む債権の目的

#### 4. 定型約款の規律

殊更に実務を変更するものではないが・・・

\* 約款の合理性確保

\* 約款の内容に対する暗黙の期待を確保

#### 5. 債権譲渡など

(1) 譲渡制限付き債権の譲渡、(2) 将来債権の譲渡、(3) 有価証券法理の整理、

(4) 債務引受

#### 6. 責任財産の保全制度

(1) 債権者代位権

(2) 詐害行為取消権

#### 7. 債務不履行等に関する規律

相当因果関係論 ⇒ これまでの解釈論で対応

債務不履行の過失責任主義は維持

#### 8. 売買契約の改正

(1) 売主の担保責任

(2) 危険の移転

#### 9. 各種の典型契約

(1) 賃貸借契約～敷金の規律の意義は

(2) 要物契約から諾成契約へ

#### 10. 多数当事者の債権関係

(1) 連帯債務

(2) 連帯債権

(3) 不可分債権

(4) 不可分債務

#### 11. その他

(1) 意思能力を欠いた意思表示の無効

(2) 錯誤

(3) 代理

(4) 債権の消滅

(5) 第三者のためにする契約 (6) 契約上の地位の移転も明文化 (7) その他

### まとめ：改正法案の留意点 ～わかりにくい民法の諸問題～

1. なるべく現行法を維持しながらの微妙な改正

2. 任意法規と強行法規

3. 立証責任の分配への配慮

4. 消滅時効と時効でない失権効などの期間制限

17:00

講師 青山学院大学法務研究科 教授

弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック 弁護士

浜辺 陽一郎 氏